

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課
労働者派遣業務にかかる仕様書

1. 調達案件の概要

派遣労働者（健康被害救済制度（以下「救済制度」）に関する相談電話対応等）

1 名

2. 業務内容・期間

（1）業務内容

- ・ 一般事務
- ・ 救済制度に関する相談電話対応
 - ① 相談への電話対応
 - ② 相談記録の作成
 - ③ 請求書類等の発送
 - ④ 救済制度広報資材発送事務の補助
 - ⑤ その他上記①～④に付随する庶務

※ 受注者は上記①～⑤を派遣者に対して確実に履行させること。

（2）期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（242 日間）

3. 抵触日

令和 9 年 12 月 31 日とする

4. 派遣労働者の要件

下記の（1）～（4）いずれにも該当する方

- （1） 高等学校卒業以上の学歴を有する方
- （2） 以下のパソコンによる作業を正確かつ迅速に行える方

- ・ マイクロソフトエクセルによる表計算
- ・ マイクロソフトワードによる文書作成

- （3） 行政機関又はコールセンター等で電話相談業務に 1 年以上従事した経験を有する方
- （4） 職場において、円滑なコミュニケーションを図り的確に業務を遂行できる方

また、上記1～4以外に、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を有している方であれば、より望ましい。

5. 勤務日

派遣労働者の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及びその他理事長が指定する日を除いた日とする。

6. 休暇の取得

休暇を取得する場合は、事前に指揮命令権者に報告すること。

7. 就業時間

勤務時間は、9 時 00 分から 17 時 15 分とする。

なお、実労働時間は 7 時間 15 分とし、休憩時間は 12 時 00 分から 13 時 00 分とする。

8. 就業時間外労働、休日労働

就業時間外労働、休日労働の規定については、派遣元の規定に準じる。

9. 勤務する事務所の名称、所在地

名 称：独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

所在地：東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7 階

10. 派遣先責任者及び指揮命令権者

派遣先責任者：健康被害救済部長 近藤 秀昭

指揮命令権者：健康被害救済部長 近藤 秀昭

11. 派遣元責任者

契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

12. 苦情処理申出先

派遣先：健康被害救済部長 近藤 秀昭

派遣元：契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

13. 留意事項

（1）業務上の性格上、所要の守秘義務が課せられるので、十分留意すること

（2）誓約書を別途提出し、これを遵守すること

14. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7 階

独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課 太田、本多

TEL：03-3506-9460

FAX：03-3506-9439

E-mail：kaitou●pmda.go.jp 「●を@（半角）に変換してください。」